

来年4月に入園するなら  
早速行動を  
開始しよう!

**入園申請手続きをチェック**

来春から入園を考えている場合は、この秋に申請手続きが必要です。施設によって申し込み先や時期が異なるため、市町村や施設に問い合わせましょう。

**3つの認定区分があります**

市町村による認定の区分に応じて施設などの利用先が決まります。

認定区分	1号	2号	3号
年齢	3～5才		0～2才
保育の必要性	不要		必要
保育の利用時間		保育標準時間 (最長 11 時間)	保育短時間 (最長 8 時間)
利用可能な施設等	幼稚園	保育所	地域型保育
	認定子ども園		

※保育認定(2号、3号)の場合、保護者の状況に応じて「保育標準時間」(フルタイム就労を想定)と「保育短時間」(パートタイム就労を想定)のいずれかに区分されます。

※「保育短時間」が利用できる就労時間の下限は、1カ月48～64時間の範囲で各市町村が定めます。  
※幼稚園には新制度の対象にならない施設があります。

**私も利用しています!**

**地域型保育へ子どもを預けています**

東京都「なおママ ことちゃん(8カ月)

昨秋(妊娠8カ月)から保育所探しを始めました。私の場合はフルタイム就労で保育認定を受けましたが、希望した保育所の空きがありませんでした。でも、この春に新設された地域型保育(小規模保育)に空きがあり、無事に職場復帰できました。今の小規模保育はアットホームな雰囲気なので、とても気に入っています。

新制度の詳細な内容を  
知りたい人は  
内閣府「子ども・子育て  
支援新制度」の  
ホームページへ

QRコード

すくすくジャパン

Facebook やツイッターでも情報発信をしています

でもいざ預けるとなるいろいろな不安が...

手続きはどこの? どの施設が利用できるの? 保育料はどのくらい?

子育ての総合相談窓口が市役所にできたみたいだから、利用してみたら?

それ何? !?

一人ひとりのニーズに合った施設を利用できるように、専門のスタッフがアドバイザーとしてくれるのよ

子育ての相談お気軽に! **利用者支援コーナー**

疑問や不安、知りたいことを直接聞けると安心だね

施設のこと以外にも、地域の子育て支援についていろいろな情報を教えてくれるわよ。在宅ワークで子育てしている人も利用できる「一時預かり」は、リフレッシュのためにも利用できるんだって

地域の子育て支援にはほかにこんなサービスが...

- ◆一時預かり  
急な用事や短期のパートタイムのほか、リフレッシュしたいときなどに利用できる
- ◆地域子育て支援拠点  
身近な場所で、気軽に親子交流や子育て相談ができる
- ◆病児保育  
病気や病後の子どもを家庭で保育できないときに病院や保育所などに預けることができる

※市町村によって支援の内容や利用条件が異なるため自分でチェックすることが大事です。

まずは一時預かりを利用して、週1〜2日働くことからスタートしてみようかな

自分合ったサポートをどんどん利用して子どもに仕事も楽しませようね!

私も利用しています!

早速市役所に行って相談してみよう!

よし!!

すくすくジャパン!

働きたい 自分の時間が欲しい 子どもを預けたい

※「すくすくジャパン」は子ども・子育て支援新制度のシンボルマークです。

私のまわりの **「子ども・子育て支援新制度」** を **上手に活用しよう**

そろそろ働こうかな。でもフルタイムで働く自信、ないなあ...

じゃあ、パートタイムから始めれば?

でも、フルタイムでないと保育所に預けられないでしょう?

大丈夫。うちの子を通う保育所にもパートで働いている人がいるわよ

先輩ママ 子ども1才後半

後輩ママ 子ども8カ月

子ども・子育て支援新制度」がスタートして利用できる人が増えたの。歯科衛生士の学校に通うママもいるのよ

こんな人も保育施設を利用できる!

- ★パートタイム、在宅ワーク
- ★親族の介護・看護
- ★求職活動中
- ★就学(職業訓練含む)
- ★育児休業中の継続利用

子どもを預けて資格を取ってからも働くこともできるんだね

でも、保育所ってどこもいっぱい空きがないんじゃないの?

保育所の定員を増やしたり、新たに保育所を作ったりしているんだって!

いろいろなタイプの預け先がある!

- 幼稚園** : 3～5才  
●保護者の就労にかかわらず入園できる  
●園により午後や夏休み期間などにも預かり保育を行っている
- 保育所** : 0～5才  
●保護者の就労などで家庭以外での保育が必要な場合に入園できる

地域型保育って、いろいろもできたの。たとえば、保育ママは家庭的な雰囲気できまこまかな保育が受けられるわよ

保育所以外にもいろいろな預け先があるんだね

**NEW 地域型保育** : 0～2才 (※1)  
●家庭以外での保育が必要な子どもを少人数で預かる事業  
・家庭的保育(保育ママ)⇒定員1～5人  
・小規模保育⇒定員6～19人 など

**認定子ども園** : 0～5才  
●幼稚園と保育所の特長を合わせ持つ施設  
●3才以上の場合、保護者の就労にかかわらず入園できる

※1 卒園後の受け皿の役割を担う連携施設(幼稚園、認定子ども園、保育所)の設定を求めており、優先的に入園できます。

平成29年度末までに待機児童の解消をめざしています